

○交換留学生制度事業助成金運用方針

(まち未来推進課地域創造係担当)

1. 助成対象事業

ア. 深川市が主催するカナダ・アボツフォード市の高等学校との交換留学生制度事業に限定する。

2. 助成対象者

ア. 対象者は、本市に住所を有し、高等学校に在学する者（以下「高校生」という）を持つ保護者とする。

イ. 本事業で過去に助成金の交付を受けている者は対象外とする。ただし交換留学生の兄弟姉妹を持つ保護者及び市長が特に認めた場合は、この限りでない。

ウ. 対象者の選考にあたっては、高校生の留学に対する意欲、校内・校外での活動歴などを重視して判定する。

3. 事業対象経費

対象経費は、渡航経費（航空賃・船賃・鉄道賃・車賃）、傷害保険料及び事業実施に必要なその他の経費とする。

4. 助成金額

ア. 事業対象経費の3分の2以内、20万円を限度に助成する。

イ. 助成金額は、1千円未満は切捨てて算出する。

5. 公募期間満了前派遣決定について

ア. 公募期間中において、その期間が満了する以前に実施する事業への助成申請がなされた時は、事業内容が対象事業として認められかつ諸般の事由により公募期間満了前に決定することが止むを得ないと認められる時は、他に先んじて派遣を決定することができる。

イ. 前項アについて、公募期間満了前に実施する事業申請を受理した時点で、既に派遣予定者枠を超えて申請がなされている場合は、その当該時点における全ての申請事業の内容等を基準に優先順位を判断して公募期間満了前派遣を決定するものとする。

6. 事業報告

ア. 研修報告書を提出すること（形式、字数等は任意）。

また、事業の内容が分かる写真を4～5枚程度提出すること。

イ. 事業の実施に要した経費の領収書は、求められた場合に提出できるよう保管しておくこと。